

大分DMA T設置運営要綱

制定	平成19年	11月	7日
改正	平成20年	2月	1日
改正	平成25年	3月	1日
改正	令和2年	1月	27日
改正	令和3年	10月	1日

第1 目的

この要綱は、地震等の自然災害や交通事故等の都市型災害・救急現場で救命処置等を行う災害派遣医療チーム「大分DMA T (Disaster Medical Assistance Team)」(以下「大分DMA T」という。)の設置及び編成並びに運営に関し、必要な事項を定める。

第2 指定病院

- (1) 知事は、大分DMA Tの設置及び編成並びに運営につき、協力を申し出た病院を大分DMA T指定病院(以下「指定病院」という。)として指定する。
- (2) 知事は、前項による指定に当たっては、大分県災害医療対策協議会の意見を求めることとし、同協議会において承認が得られた病院を指定病院として指定する。
- (3) 知事は、第1項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証を交付する。
- (4) 知事は、県と指定病院との間で、大分DMA Tの派遣に関する協定を締結する。

第3 編成

- (1) 大分DMA Tは、指定病院の職員をもって編成する。
- (2) 大分DMA Tの構成は、医師1名に、看護師1名又は業務調整員1名を加えた計2名を最小単位とする。ただし、DMA T活動に必要な連絡、調整、情報収集等のロジスティクス業務については、医師、看護師又は業務調整員のうちいずれか1名を最小単位とする。

第4 隊員登録

- (1) 大分DMA Tの隊員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 大分県が実施する大分DMA T隊員養成研修を終了した者
 - イ 厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム研修を修了した者
 - ウ 東京都が実施する東京DMA T研修を修了した者
 - エ ア又はイ又はウに準ずる災害医療研修を修了した者
 - オ ア又はイ又はウと同等の学識・技術を有すると認められる者

- (2) 指定病院の開設者は、隊員候補者を知事に推薦する。
- (3) 知事は、推薦のあった者を隊員として登録するとともに、隊員に対して登録証を交付する。
- (4) 隊員は、登録証の記載事項に変更が生じたときは、指定病院の長を経由して、知事に対して変更申請を行う。
- (5) 登録証の有効期間は、発行した日から同日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。
- (6) 登録証の有効期間満了に伴う更新は、登録者及び指定病院の長からの更新申請に基づき、資格更新要件を勘案して行うこととし、新規登録の手続きに準じて行う。
- (7) 登録者の資格更新要件は、原則として登録証の有効期間内に下記のいずれか2つを満たすこととする。(①～④は重複可)
 - ① 大分DMA T隊員養成研修2日目の座学聴講及び実践訓練への参加(傷病者役もしくは見学)
 - ② 大分県が実施する技能維持研修の受講
 - ③ 大分DMA T隊員養成研修へのスタッフ参加
 - ④ 大分県が実施する技能維持研修へのスタッフ参加
 - ⑤ 日本DMA T隊員資格を保持していること

第5 出動基準

- (1) 大分DMA Tの出動基準は、災害又は事故により、被災現場において、医療を必要とする傷病者が1人以上いると、消防機関が判断した場合とする。ただし、傷病者全員が事故現場から速やかに救助され、医療機関への搬送が可能な場合を除く。
- (2) 災害の特殊性等により、知事が大分DMA Tの出動が望ましいと判断した場合。

第6 出動

- (1) 知事は、出動基準に照らし、大分DMA Tの出動が必要と認められるときは、指定病院の開設者に対して、大分DMA Tの出動を要請する。
- (2) 指定病院の開設者は、知事から出動要請を受けたときは、大分DMA Tを出動させる。
- (3) 指定病院の開設者は、知事と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合(消防機関から直接、出動要請を受けた場合を含む。)には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により出動させる必要があると認められたときは、大分DMA Tを出動させることができる。
- (4) 指定病院の開設者は、前項の規定により大分DMA Tを出動させた場合には、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、知事が承認した大分DMA Tの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。

- (5) 現場での活動が終了した後、出動した大分DMA Tは、指定病院の開設者を経由して活動記録を知事に報告する。

第7 活動内容

大分DMA Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集と伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- (3) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (4) 被災地内の病院における診療支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置
- (6) 県災害対策本部等における連絡、調整、情報収集等

第8 装備品等

知事は、大分DMA Tの装備品を、指定病院の開設者に貸与する。

- (1) 貸与する装備品は、ユニフォーム、帽子、ヘルメット、ヘッドライト、防寒着、安全靴、肘当て、膝当て及び救急バッグとする。
- (2) 装備品の管理については、別に定める。

第9 補償

知事は、大分DMA Tの救命活動に伴う事故に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

第10 協議

この要綱に定めのない事項、またはこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の開設者が協議のうえ決定する。

第11 日本赤十字社大分県支部との協働

- (1) 日本赤十字社大分県支部が設置する医療救護班は、本要綱における大分DMA Tと協働して活動するものとする。
- (2) 前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社大分県支部が協議のうえ、決定するものとする。